様式第十一（第46条第２項関係）（令元経産令31・令２経産令92・一部改正）

汚濁負荷量測定方法届出書

年　　月　　日

産業保安監督部長　殿

鉱業権者名

鉱山保安法第41条第２項の規定により、汚濁負荷量の測定方法について、次のとおり届け出ます。

１　事業場概要

鉱山等の名称					
鉱山等の所在地					
鉱山等全体の排出水の量	通常	㎥／日	最大	㎥／日
特定排出水	通常	㎥／日	最大	㎥／日
非特定排出水	通常	㎥／日	最大	㎥／日
排水系統及び測定場所に関する概要図	別図１			
鉱山等平面図	別図２　（用水、排水系統、特定排出水の採取場所、計測器設置場所、水量計測場所等を書き込むこと。）			

２　汚濁負荷量測定方法

化学的酸素要求量

方　　法

排出量

方　　法

窒素含有量

方　　法

りん含有量

方　　法

３　特定排出水等の水質計測方法

計測場所番号	計測方法（計測器型式等）	計測頻度（採水時刻）	計測開始日	備考（換算式、分析機関等）

４　特定排出水等の量の計測方法

計測場所番号	計測方法（計測器型式等）	計測頻度（計測時刻）	計測開始日	備考（換算式、分析機関等）

5　汚濁負荷量の算定方法

項目	汚濁負荷量の算定式	汚濁負荷量の算定方法
化学的酸素要求量		
窒素含有量		
りん含有量		

6　その他参考となるべき事項

備考　届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格Ａ４とすること。